

お待たせしました！体育施設がオープンします

ふれあい公園パークゴルフ場は4月29日オープンです！

利用期間 4月29日(木)～10月31日(日)
 定休日 毎週火曜日(5月4日・10月26日は営業します)
 利用時間 4月、5月：午前8時～午後7時
 6月～8月：午前7時～午後7時
 9月：午前7時～午後6時
 10月：午前8時～午後5時



受付開始時間
 午前8時以前の利用者は、8時になりましたら、一旦プレーを中断し、必ず管理棟内の受付簿に記入し一日券や回数券を購入し提出、シーズン券の提示などの受付を済ませてからプレーを再開してください。

※**昨年のシーズン券ホルダーの返却をお願いします！**

シーズン券販売～4月15日から販売をします。
 場所 中央公民館
 (月～金 午前9時～午後5時まで)
 持ち物 顔写真・券代金・印鑑

使用料(町内の小中高生は無料です)

区分	大人	高校生	小中学生
1日券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	—	—
シーズン券	6,000円	—	—

※用具代120円(町内の小中高生は無料です)

本岐地区多目的公園パークゴルフ場は4月29日から11月3日までの期間楽しめます！
 (気象状況等により変更になる場合があります)

温水プール「すいむ」は5月1日オープンです！



利用期間 5月1日(土)～10月31日(日)
 休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)
 利用時間 平日 午前10時～午後8時30分
 (午前11時50分～午後1時・午後4時50分～午後6時は休憩時間)
 土・日 午前10時～午後6時
 (午前11時50分～午後1時は休憩時間)

区分	大人	高校生	小中学生 70歳以上
1回券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	2,000円	1,000円
シーズン券	9,000円	6,000円	3,000円

※幼児・町内小中高生・身障者の方は無料です

今年のすいむ無料開放日
 ・8月1日(水の日)
 ・5月1日(プール開き) ・9月20日(敬老の日)
 ・5月5日(子どもの日) ・10月11日(体育の日)
 ・6月27日(オープン記念日) ・10月31日(プール納め)

シーズン券の受付 4月23日～30日までは中央公民館。5月1日以降は温水プールで随時受付。
 持ち物 顔写真・印鑑・身分証明書・券代金
 (更新の方は券代金のみ)

利用期間 5月1日～10月31日までの土・日・祝祭日
 7月20日～8月20日までの期間
 利用時間 午前10時から午後6時まで
 利用料金 町民の方は団体料金で利用できます。

区分	大人	大人団体	子ども	子ども団体
1時間	1,000円	800円	800円	500円
2時間	1,500円	1,000円	1,000円	800円
1日	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円
1カ月	5,000円	—	3,000円	—
シーズン	10,000円	—	7,000円	—

※レンタルブーツの料金は300円です

グレステンスキー場は5月1日オープンです！



元五輪選手岩谷高峰さんの講習会も予定しています

4月1日から津別町では 中学生までの医療費を助成します

町では、北海道と共同で医療費を助成する北海道医療給付事業を実施していますが、平成22年4月からは、少子化対策の一環としてこの事業の対象範囲を津別町が独自に拡大し、課税・非課税世帯を問わず、中学生までの入院・通院・調剤等にかかる医療費を助成いたします。(ただし、初診時一部負担金は除きます。)

初診時一部負担金	医科	580円
	歯科	510円
	柔整	270円

表1. 乳幼児等医療給付事業の現行制度と改正後の助成対象比較(改正部分のみ)

区分	現行	改正後	改正点
小学生	入院に限って、初診時一部負担金のみ	入院、通院に限らず、初診時一部負担金のみ	通院分も助成の対象
中学生	助成なし	上記と同様	新たに中学生も対象

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療給付事業の対象者も、右表と同様に中学生までの医療費が初診時一部負担金のみとなります。(ただし、精神保健福祉手帳1級該当者は、入院にかかる医療費を除きます。)

助成を受けるには

改めて手続きは必要ありません。「受給者証」の交付はしませんので、今までどおり医療機関で支払を済ませ、領収書と印鑑、健康保険証を持参して役場窓口で請求手続きをしてください。(領収書原本が必要な方は、ご自身でコピーしてきてください)

助成は、平成22年4月診療分からの領収書が対象です。

初めの請求の際に、助成金の振込先口座の届出が必要ですので、通帳を持参してください。

所得制限を超える方は、医療助成の対象となりません。超えると思われる方は担当に問い合わせください。(所得制限額は右表をご覧ください。)

医療費の助成は、受診月から2年以内です。早めに請求してください。

扶養親族等の数	所得制限額
0人	5,320,000円
1人	5,700,000円
2人	6,080,000円
3人	6,460,000円
4人	6,840,000円
5人	7,220,000円

問い合わせ先 役場保健福祉課健康医療グループ 医療助成担当⑥番窓口 ☎76-2151内線229

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方にお願ひ

厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健統計課

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものです。国勢調査の行われる年には、人口動態調査・産業調査を実施し、届書に職業の記入もお願いすることとしております。なお、死亡届には、併せて産業の記入をお願いしております。

調査の結果は、今後の厚生労働行政の基礎資料として活用いたします。本年は国勢調査の年であることから、届書をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

調査期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日まで
 対象者 出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届書をされる方々

調査方法 各届書の届出をされる際に、それぞれ職業を記入していただきます。例えば、「教師」、「看護師」、「美容師」、「調理師」、「飲食店主」、「ホームヘルパー」の方は専門・技術職、「一般事務員」、「パソコン操作員」の方は事務職、「小売店主」、「販売店員」の方は販売職、「美容師」、「調理師」、「飲食店主」、「ホームヘルパー」の方はサービス職というように書いていただくことになります。

また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。
 届出をする市町村役場の窓口には、「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方にお願ひ(職業・産業例示表)」を備えていますので、参考の上、記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。